

衛 薬 第 6 7 0 号
平成 30 年 12 月 18 日

各 保 健 所 長 } 様
各 政 令 市 保 健 所 長 }

静岡県健康福祉部長

平成 30 年薬局機能情報定期報告等について

このことについて、別添のとおり公益社団法人静岡県薬剤師会会長宛て通知しましたので、お知らせします。

ついでには、貴管下の薬剤師会非会員薬局等や関係機関に御周知いただき、報告が徹底されるよう、御指導願います。

なお、「医療ネットしずおか」システム改修のため、インターネットによる報告については、平成 30 年 12 月 20 日（木）から平成 31 年 1 月 7 日（月）まで停止しますので、御留意ください。

担 当 生活衛生局薬事課薬事企画班
電話番号 0 5 4 - 2 2 1 - 2 4 1 2



衛 薬 第 670 号
平成 30 年 12 月 18 日

公益社団法人静岡県薬剤師会会長 様

静岡県健康福祉部長

平成 30 年薬局機能情報定期報告等について

日頃、本県の薬事行政に御協力いただき、ありがとうございます。

さて、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第 8 条の 2 各項に規定する薬局機能情報提供制度において、薬局開設者が行う報告は、静岡県薬局機能情報提供制度実施要領（以下「要領」という。）に基づき、新規報告、定期報告、変更報告の 3 種類があります。

このうち、定期報告は、毎年 12 月 31 日における状況を翌年 1 月 31 日までに報告することとされていますので、下記に御留意の上、遅滞なく報告を行うよう貴会会員へ御周知願います。

なお、平成 30 年 12 月 18 日付け静岡県健康福祉部長通知により一部改正した要領に「医療ネットしずおか」システム（以下「システム」という。）を対応させるため、インターネットによる報告については、平成 30 年 12 月 20 日（木）から平成 31 年 1 月 7 日（月）まで停止しますので、御留意ください。

記

1 対象

平成 30 年 12 月 31 日時点で許可を受けている全ての薬局

2 報告事項

要領別表「静岡県における薬局機能情報報告・公表事項」

平成 30 年 12 月 31 日時点の内容を要領により報告してください。

3 報告期間

平成 31 年 1 月 4 日（金）から平成 31 年 1 月 31 日（木）まで（厳守）

※インターネットによる報告は、平成 31 年 1 月 8 日（火）から開始

例年よりも報告の開始が遅くなりますので御留意ください。

4 報告方法

原則、(1)によりシステムを用いて報告してください。なお、パソコンがない等のやむを得ない場合は、(2)により書面にて報告してください。

(1) システムによる報告

ア 関係者用ログイン画面からログインし、「薬局機能情報公表システム年度更

新マニュアル」に従って、「機関情報登録」の全ての項目を入力すること。

なお、「薬局機能情報公表システム年度更新マニュアル」は、報告期間の開始迄に、ログイン後の「関係者メニュー」画面のお知らせ欄に掲載します。

イ 全ての項目入力後、「申請へ」をクリックし、連絡担当者画面の必要事項を入力し、「入力完了」をクリックして「審査待ちの状態」にすること。

(2) 書面による報告

ア 要領の様式第2号（定期報告）を管轄保健所に提出すること。

5 問合せ

	操作方法	機関コード・パスワード紛失	機関コード・パスワード未入手	その他の事項
問合せ先	ヘルプデスク	薬事課	管轄保健所	薬事課
手段	専用電話 050-5547-2799	別紙「薬局機能情報機関コード・パスワード確認票」をFAXで送信 054-221-2199	要領の様式第1号基礎項目登録票又は様式第2号（新規報告）を提出	電話 054-221-2412
対応時間	平成30年12月20日 ～1月31日 (土日、祭日を除く) 9:30～12:00 13:00～17:00	24時間（平日） 確認後、FAXにより 回答	8:30～12:00 13:00～17:15 (土日、祭日を除く)	8:30～12:00 13:00～17:15 (土日、祭日を除く)

6 留意事項

- (1) 報告内容については、薬事課で確認等を行った後、順次公開されること。
- (2) 報告した情報は、薬局内においても閲覧に供する必要があること。
- (3) 薬局機能情報提供制度に関する関係法令や様式等を薬事課ホームページに掲載しているので参照すること。

http://www.pref.shizuoka.jp/kousei/ko-530/yakujikikaku/yakkyokukinou_houkoku.html

- (4) 基本情報等及び薬局サービス等の項目には変更報告が必要な項目があることに留意すること。
- (5) インターネットによる報告の停止期間に報告の必要が生じた場合は、平成31年1月8日以降、速やかに報告を行うこと。なお、変更報告は定期報告とあわせて報告して差し支えないこと。

担 当 生活衛生局薬事課薬事企画班
電話番号 054-221-2412